

様式第3(第4条関係)

住 所(居 所)変 更 届

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 住所(居所)を変更した者

識別番号

旧住所又は旧居所

郵便番号

新住所又は新居所



氏名又は名称

2 代理人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

〔備考〕

- 1 第4条第4項の規定により届出と申請を一の書面とする場合において、その申請が登録免許税法(昭和42年法律第35号)第5条第4号又は第5号の規定により登録免許税が課されないものであるときは、「5 代理人」の欄の次に「6 非課税である旨の申出」の欄を設けて、「住居表示の実施による表示の変更の登録の申請」又は「行政区画の変更による表示の変更の登録の申請」のように記載する。
- 2 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人及び商標登録出願人が届出をするときは、提出者(代理人を除く。)の印を押さなければならない。その場合、「氏名又は名称」は、法人にあっては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。
- 3 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。
- 4 様式第1の備考1から3まで、5、6、8、12及び14から17まで並びに様式第2の備考2、3、6及び7と同様とする。この場合において、様式第2の備考7中「氏名」とあるのは「住所」と、「名称」とあるのは「居所」と読み替えるものとする。